

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県A市所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、無線室担当としてタクシーの無線配車の業務に従事していた。

請求人によると、入社後、上司や同僚から継続的にいじめやセクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」という。）・パワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）を受け、平成〇年〇月からは勤務シフトが変更されたことにより、同年7月頃から抑うつ感、不眠等の症状が出現したという。請求人は、同月〇日にCクリニックに受診し、「うつ状態」と診断され、治療を続けていた。

請求人はその後も勤務を続けていたが、いじめやセクハラ・パワハラは続き、平成〇年〇月に勤務シフトの変更を上司から告げられたという。請求人は病状が回復しないことから、同年〇月〇日にD病院に転医し、「非定型うつ病」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神部会作成の意見書によると、請求人は、平成〇年〇月頃、ICD-10診断ガイドラインの「F41.2 混合性不安抑うつ障害」、平成〇年〇月頃、同ガイドラインの「F43.24 適応障害」を発病したものとされている。請求人の症状及び経過等からみて、当審査会としては当該意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の精神障害発病前おおむね6か月の間における業務による心理的負荷を認定基準に照らして検討すると、次のとおりである。

(4) 「特別な出来事」について

請求人には、認定基準別表1の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(5) 「特別な出来事以外」について

ア 平成〇年〇月頃発病の混合性不安抑うつ障害に関して

請求人は、①平成〇年〇月から平成〇年〇月頃まで、上司の主任係長から肩もみと称して触られた事実、及び、②平成〇年〇月三交替勤務になった事実がある旨主張する。

上記①の出来事は、認定基準別表1の「セクシュアルハラスメントを受けた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当する。

この出来事に関し、主任係長は、平成〇年〇月〇日作成の聴取書において、肩もみは請求人から求められて行った旨述べ、また、同僚もセクハラ的事实を申述していない。他方、請求人は会社側の事情聴取や労働基準監督署（以下「監督署」という。）の調査においては一切触れていない。

これらのことから、主任係長は請求人の肩もみを行ったこと自体は自認しているものの、請求人が主張するように、意図的に身体接触を行ったものとは認められず、当審査会としては、当該出来事による心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

また、上記②の出来事は、認定基準別表1の「勤務形態に変化があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅰ」）に該当する。

この出来事に関し、請求人が夜間勤務を始めた当初、会社側が予備人員を置き請求人に練習を行わせていたものと認められ、他方、心理的負荷の強度を上位に修正すべき事実は認められないことから、当審査会としては、この出来事による心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

イ 平成〇年〇月頃発病の適応障害に関して

(ア) 請求人は、平成〇年〇月以降、上司や同僚から無視や嫌がらせを受け続けたことが強い心理的負荷となった旨強く主張する。

一方、会社関係者の申述をみると、上司Eは、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、「（請求人が）孤立していったのは、上司を立てることをしない、同僚のミスは指摘するが自分のミスを指摘されると攻撃する、部下は叩くといったことがずっと続いてきていて、請求人が間違っても誰もフォローをできなくなっていったことを『自分だけが無視された。』と感じたのではないかと思います。」と述べ、後輩Fも平成〇年〇月〇日付け申立書において、「（請求人は）客観的に正しいと思う意見やアドバ

イス、注意などを聞けないため（意図的に）同じことで注意を受ける。当然のことですが、本人は納得せず、怒鳴る、叫ぶ、泣くなどの行動をし、トラブルにまで事を大きくすることが再々ありました。」と述べるなど、請求人は、自らの態度、言動が原因で孤立を深めていったものとみる点で会社関係者の認識は一致している。また、一件記録を精査するも、請求人の上記主張を客観的に裏付ける資料は一切認められない。

したがって、請求人の主張する「（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」に該当する事実は認められないものと判断する。

他方、上記後輩Fらの申述から、請求人は日常的に上司らから業務指導の範囲内の指導、叱責を受けていたが、その際強烈に反発し、周囲と対立していた状況がうかがえることから、当審査会としては、当該出来事を「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみるのが相当であると判断する。ただし、当該出来事は、客観的にはその後の業務に支障を来したものではないことから、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(イ) 請求人は、上記（ア）の他、①上司の主任係長から肩もみと称して体を触られたこと（平成〇年〇月から平成〇年〇月頃まで）、②勤務形態を三交替から朝勤のみに変更すると言われたこと（平成〇年〇月）、③配車を間違えたこと（平成〇年〇月〇日）についても主張する。

①については、上記アのとおりであり、心理的負荷の総合評価は「弱」、②については、認定基準別表1の「勤務形態に変化があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅰ」）に該当するも、請求人が勤務形態の変更について監督署に相談した後、会社側は勤務シフトを元に戻した上で、上司である主任係長の勤務時間帯に合わせ午後6時以降の勤務は行わなくてもよいとし、またシフトどおりの勤務時間に対して賃金を支払っていること、他方、心理的負荷の強度を上位に修正すべき事実は認められないことから、心理的負荷の総合評価は「弱」、③については、請求人によると「この日私が犯した配車ミスは、会社を揺るがすほどの重大なミス」とのことであるが、配車業務において、配車ミスは日常的に生じうるミスであること、また数分後には正しい配車に指示し直した上で約10分後には客を乗車させていること、さらに、当該ミスが請求人と同種の労働者にとって、相応

の心理的負荷となると認められる特段の事情も見当たらないことから、当審査会としては、認定基準別表1に該当する出来事には当たらないものと判断する。

(6) したがって、上記(5)のア及びイのいずれの出来事についても、請求人の心理的負荷の総合評価は「弱」であり、これらの出来事の全体評価も「弱」であって「強」には至らず、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められない。

(7) 業務以外の要因及び請求人の個体側要因について、特段評価すべきものは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。